

2 就学に関する事前の相談・支援について

【ポイント】

▶保護者や本人に十分な情報提供（6つの視点）

（1）就学に関する事前の相談・支援の目的と内容

○ 就学に関する事前の相談・支援の機会

本人及び保護者を対象とした就学に向けた様々な事前の準備を支援する活動を、早期の段階から時間的余裕をもって、計画的に実施していくことが、その後の就学に関する手続きについて十分理解を深め、適切で円滑な就学先の決定を行う上で、極めて重要です。

市町村教育委員会が行う就学に関する事前の相談・支援には、次のような機会が含まれます。

- ・就学に関する啓発資料の配布等を通じた情報提供
- ・就学説明会の実施
- ・就学に関する事前の教育相談、学校見学、体験入学などの実施

本人及び保護者が、就学に関する事前の相談・支援の流れや今後の予定などについて具体的なイメージをもてるようになってきているか、早い段階から教育委員会や学校が本人及び保護者と積極的なコミュニケーションを図ることで、双方の信頼関係を構築していくことが必要です。

（2）就学に関する事前の相談・支援の実施に当たっての留意点

○ 就学に関する事前の相談・支援の実施

障害者基本法第16条2項にある「国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障がい者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。」に基づき、以下の点について留意し、保護者や本人に十分な情報提供をすることが大切です。

【本人・保護者に伝えたい 6つの視点】

① 保護者への事前の周知

就学に関する事前の相談・支援において、様々な活動が用意され、提供されることを、本人及び保護者に対して早い時期から周知する。

② 保護者が教育的ニーズについて理解が深まる説明

学びの場の検討に当たっては、子ども一人一人の教育的ニーズが最も重要であることについて、保護者の理解が深まるよう、丁寧な説明を心がけ、子どもの健康、学習、発達、成長という観点を最優先する立場で話合いに臨む。

③ 本人や保護者の意向確認

学びの場の検討のプロセスにおいて、本人及び保護者の意向は可能な限り尊重されることを伝え、保護者が安心して相談に臨むことができるように説明する。

④ 本人や保護者に正確な情報提供

本人や保護者が、正確な情報を得た上で就学に関する事前の相談・支援を受けることができるよう、適時・適切な情報提供、きめ細かい配慮と工夫に努める。

*例えば、具体的に、次のようなことを保護者に分かりやすく説明する

- ・就学の選択肢として予想される学校の教育目標や多様な学びの場
- ・対象となる子どもが学校生活を送る上で課題になりそうな内容
- ・支援体制を含む基礎的環境整備の状況とそれに基づく教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容に関する状況（合理的配慮の提供に関する合意形成までの手続きも含む）
- ・多様な学びの場の活用による成長事例

⑤ 保護者へ就学先の具体的な検討とプロセスの理解

本人及び保護者に対し、適切なタイミングで法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセスについての理解を促す。

⑥ 保護者へ学びの場の変更が柔軟であることの説明

就学先となる学校や学びの場は固定的なものではなく、実際の就学先決定後も障がいの状態等を踏まえ、転学や学びの場の変更が可能であり、柔軟なものであることを分かりやすく伝える。

活用資料：【資料4-1】【資料4-2】【資料4-3】【資料4-4】